

平成26年10月20日

平成26年度 東京都立小平西高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめが起因となるような変化を見逃さないために、教職員が生徒に対して常に目を向けていく。
- (2) いじめを未然に防止するために、スクールカウンセラー、スクールサポーター、PTA等と連携する。
- (3) 万一、いじめが発生した場合、組織的に対応し、解決を目指す。
- (4) いじめは絶対に許さないという雰囲気を組織的に構築する。

2 学校及び教職員の責務

「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」の基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

生徒のいじめ防止及び生徒のいじめの早期発見、早期解決の中心的な役割を果たす。また、教職員の「いじめ」に関する意識をより一層高めていく。

イ 所掌事項

- 生徒のいじめ発生の防止
- 生徒のいじめ発生時の迅速な対応
- いじめ防止に関する研修の実施
- いじめ防止に関する定期的な会議の開催

ウ 会議

各学期に1回程度開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、地元警察関係者(スクールサポーター)

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動に効果的な対応を行うのと問題行動の未然防止を図るため、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となる。

イ 所掌事項

- 生徒のいじめ発生の防止
- 生徒のいじめ発生時の迅速な対応

- 生徒のいじめに関する情報の共有及び発信
- 生徒のいじめに関する解決策の策定及び周知

ウ 会議

各学期に1回程度、「学校いじめ対策委員会」を兼ねて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、保護者代表(P T A会長)、スクールカウンセラー、地元警察関係者(スクールサポーター)

#### 4 段階に応じた具体的な取組

##### (1) 未然防止のための取組

ア 学級担任や部活動顧問による問題を抱えた生徒への個人面談の実施

「元気がない」「落ち着きがない」など気になる生徒に対して、随時面談を行い、生徒の実態を的確に把握するように努める。場合によっては保護者を交えた三者面談を実施する。

イ いじめに関する授業の実施

各教科、HRを中心に、青少年の心理について学習していく中で「いじめ」に関する授業を行い、生徒のいじめ防止に関する意識を醸成していく。

ウ 生徒会を中心とした生徒への「いじめ防止」に関する呼びかけの実施

生徒会執行部の生徒を中心として、「いじめ防止」に関するポスターの作成を行い、校内に掲示することで生徒及び教職員の「いじめ防止」に関する意識を高めていく。

エ 「人権」に関する教職員研修の実施

「いじめ」がいかに基本的人権を踏みにじる行為であるかを教職員が再認識することで、教職員がいじめの未然防止に関する高い意識をもち続けられるようにしていく。

オ スクールカウンセラー、スクールサポーター及びP T Aとの連携

外部の人たちの力を借りることで「いじめ」問題に対して校内だけの問題にせず、多くの関係者が注意しているということを生徒たちに理解させていく。

##### (2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーとの全員面接の実施

養護教諭を中心に、1学期までにスクールカウンセラーによる1年生との全員面接が完了できるように計画を立て、そこで明らかになった情報を教職員と共有し、問題を抱える生徒について共通理解を行う。

イ 生活実態調査の実施

生徒の「生活実態調査」を実施し、生徒の生活リズムや友人関係を各学級担任が把握し、問題点をまとめる。そして、把握した問題点を学校全体で共有化する。

ウ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーは、「いじめ」に関すると思われる事項がある場合、ただちに学校に報告し、当該生徒の様子を記録する。学校は、それを生活指導主任・学年主任・学級担任等に連絡し、いじめの早期対応を図る。

エ 保健室来室の活用

養護教諭は、「いじめ」に関することで相談に訪れた生徒があった場合は、管理職等に報告し当該生徒の様子を記録する。それを生活指導主任、学年主任や学級担任と共有化し事実の把握と、

その拡大を防ぐ。

オ 「いじめのサイン発見シート」の活用

平成26年4月に文部科学省児童生徒課より出された「いじめ防止対策推進法 基礎資料と対応のポイント」に収められている「いじめのサイン発見シート」を活用し、生徒の実態を教職員が把握することでいじめの早期発見に努める。

(3) 早期対応のための取組

ア 把握した情報に基づく対応方針の決定

いじめの事実を把握したときは速やかに「学校いじめ対策委員会」を開催し、最善の対応策を検討した上でそれを決定し、教職員に周知後、直ちに実行する。

イ 被害生徒の安全確保とケアの実施

被害生徒の身の安全を最優先する。具体的には保健室登校や別室登校などを考慮して学習権を確保する。また、心身のケアを養護教諭及びスクールカウンセラーを中心に実施し、被害生徒が速やかに通常の学校生活に戻れるようにしていく。

ウ 加害生徒への指導

いじめを行ってしまった背景を理解した上で、なぜいじめがいけないのかを分からせるために一定期間粘り強い指導を行う。指導内容としては、反省文の作成、被害者への謝罪文の作成学校内外の清掃活動などの奉仕体験活動などとし、効果を確認しながら行う。

エ いじめを知らせた生徒の安全確保とケアの実施

いじめの事実を知らせた生徒が、周囲から孤立したりしないように最大限の配慮を行う。具体的には学級担任が養護教諭及びスクールカウンセラーと連携しながら常に目を配り、当該生徒の様子に変化がないかを日々注意する。

オ 関係者との連携

スクールカウンセラーおよびスクールサポーター、場合によっては地域の精神科医等の専門的な見地からの意見を集め、いじめの根源となっているものを発見し、いじめが拡散しないようにする。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護

加害生徒と離れることのできる部屋を提供し、被害生徒が安心してのことのできる場所を学校内に確保する。その場には必ず教員がつくようにする。

イ スクールカウンセラーの活用

被害生徒の心身のケアについて専門的な立場から指導・助言をしてもらい、被害生徒が一刻も早く心身の健康を取り戻せるようにする。

ウ 加害生徒に対する働き掛け

心療内科等の専門家による助言や診療、そこで明らかになったことを教員間で共有し、心の闇を解消できるような指導を組織的に行う。また、警察と連携した指導を行う。

エ 保護者や地域との連携

いじめによる重大事態が発生したときは、副校長を中心に、保護者や地域(学校運営連絡協議会の外部委員や近隣自治会の関係者及び地元警察)と連携し、意見を幅広く得た上で、重大事態の解決に向けて組織的に対応する。本校で起こっていることを外部の力を借りることで問題の解決を図るとともに地域に開かれた学校の姿を追求していく。

## オ 通報体制の構築

重大事態が発生したときは、関係する情報を一本化し、東京都教育委員会と連携して、管理職を中心とした体制をとる。情報の一本化に際しては、副校長を担当とする。

## 5 教職員研修計画

- (1) スクールカウンセラーを講師とした「いじめの早期発見」「いじめの防止」等のテーマの研修会を各学期に1回程度実施する。
- (2) スクールサポーターを講師として招いて、「いじめの実態」等に関して講義をしてもらい、教職員の「いじめ」防止に関する意識を高めていく。年に1回、実施する。
- (3) 東京都教育委員会が実施する夏季集中講座の「いじめ防止」に関する研修に若手教員を中心に、必ず教員を参加させる。そしてそこで得てきたことを研修会等で発表させ、情報の共有化を図る。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

### (1) P T A理事会の活用

定期的に開催される「P T A運営委員会」を活用し、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づいて「東京都立小平西高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針」を策定したことを伝え、「いじめ防止」について一層の協力を求めていく。「P T A広報誌」でその旨を報じてもらう。

### (2) スクールカウンセラー活用の呼び掛け

スクールカウンセラーの活用について、学校が配布する「スクールカウンセラーだより」「長期休業中の過ごし方」などを用いて、保護者や地域にスクールカウンセラーの活用の実態について呼び掛ける。

### (3) 被害生徒及び加害生徒の保護者に対するケア

両者とも深い傷を負っていると考えられる。スクールカウンセラーを中心にアフターケアを行い、負った傷がさらに深くならないように学校として配慮していく。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

### (1) 地域の人材の活用

学校の取り組みに対して、地域の青少年対策委員会の役員等に意見を求め、地域の実情などをふまえ、連携していじめ防止にあたる。

### (2) 警察・児童相談所との日常的な連携

警視庁小平警察署及び児童相談所と連絡をとり、いじめの早期発見やいじめの未然防止について理解を深めておく。

### (3) 警察への通報

いじめの発生が疑われるときは速やかに警視庁小平警察署への通報を行い、学校としてどのようなことを行うべきか意見をもらう。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

### (1) 学校評価の項目及び方法

毎年実施している「学校評価アンケート」において生徒、保護者、地域の方々及び本校教職員を

対象に本校のいじめ防止の取り組み状況について「４段階評価」を行う。

(２) 学校評価の指標

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答者が８０パーセントを超えるように目標を設定し、それに向けて組織的に「いじめ防止」に取り組んでいく。

(３) 学校評価を受けた上での本基本方針の改善について

学校評価で得られたことを次年度の「学校経営計画」に反映させるために、学校評価で得た意見をもとに「学校いじめ対策委員会」で本基本方針の中身を再検討し、よりよいものに改善していく。改善案については年度末に企画調整会議に提出し、再検討を経た上で校長決定とし、次年度の「学校経営計画」策定に生かす。